

高等学校等就学支援金

※ 令和7年2月現在 ※



就学支援金は、国による**返還不要**の授業料の支援制度です。

沖縄県の公立高校に在学する生徒は、沖縄県の条例の定めにより**毎月授業料を納める必要があります**。ただし、本制度を利用することにより**授業料を実質無料にすることができます**。（沖縄県では約9割の生徒が利用しています。）

授業料 月額 9,900円（年額118,800円）

申請・審査

認定期間は **実質無料**

※手続きしない場合、授業料を徴収します。

対 象 者

高校等に在学し、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません**。

- ・ 所得制限を超過している（次のページを確認）
- ・ 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了している
- ・ 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は別途算定）を超えている

※ 申請をする前に・・・ ※

申請には、**市町村役場・税務署での令和6年度（令和5年分）の「収入・課税情報」が登録されている必要があります**。

収入の申告を行っていない場合は、収入・課税状況が判定できないため、この制度を利用できないことがあります。



注意
General caution

収入の申告がまだの方は、早めに税務署・役場へ申告を

申請手続き について



次のうち、いずれかの方法で申請します。

① オンライン申請

…原則として、この方法で申請を行います。スマートフォンやパソコンから申請します。（※令和5年度からの申請方法です。）

② 窓口申請（書面での申請）

…上記①で申請できない場合は、専用の用紙にて申請を行います。**この場合、個人番号の提出が必要です。**用紙は合格発表後から事務室窓口にて配布しますので、希望される方は事務室へ連絡をお願いします。

準備するもの

○ マイナンバー（個人番号）

※保護者（親権者）**全員分**が必要です。

※マイナンバーを確認できるものがない場合、「個人番号付の住民票」をお住まいの市町村役場で発行して確認することができます。

※収入の申告を行っていない場合、番号を確認できても認定に時間を要することがあります。



所得の判定基準

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%
－市町村民税の調整控除の額※1」の合計額 < 304,200円
(※2 年収目安910万円)

(※1 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算)

※2 「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合のモデルケース・目安であり、家族の人数や年齢、働いている方の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

お問い合わせ

那覇商業高等学校事務室 Tel : 098-866-6555